

育心会奨学金返還支援制度について

育心会では、奨学金を借りて勉学に励み努力し、卒業ののち社会福祉法人育心会に正職員として就職してくださった方を対象に、下記に該当する場合に奨学金の返還支援を受けることが出来ます。

支援資格

1. 奨学金は、(独)日本学生支援機構（以降「機構」と記す）に学生本人が借りた場合に限る。他の奨学金および貸付金は該当しません。

支援内容

1. 育心会に入職し勤務が開始したことを機構が確認し、確認手続き終了後、一定期間をおいて支援を開始します。
育心会入職時に必要書類の提出が必要となります。
2. 金額は、月額上限 10,000 円 支援合計額上限 1,000,000 円
3. 支援は支援合計額上限に達するまで、或いは最長10年間、在職中に限り支援します。（ただし、原則1日も出勤日がない月の支援はしません）
※退職の月の前月分まで支給とします。
4. 休職中および機構への返還休止中は、育心会からの支援も原則休止します。
5. 返還支援方法は、育心会法人から直接、機構の奨学金返還支援システム経由で支払われます。（原則非課税）
6. 以上は、入職前に必ず(独)日本学生支援機構のホームページでも確認してください。(独)日本学生支援機構のホームページ内の検索で育心会のリンクが見つかります。

2025/8/25 時点